

## 令和4年第6回

### 龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会

#### 報告事項

- (1) 令和3年度の情報公開制度の運用状況の報告について ……P 1
- (2) 令和3年度の個人情報保護制度の運用状況の報告について ……P 6
- (3) 令和3年度会議公開制度の運用状況の報告について ……P 9
- (4) 個人情報の届出の報告について …… P 14
- (5) 個人情報の目的外利用の報告について ……P 25
- (6) 個人情報の外部提供の報告について ……P 29
- (7) 龍ヶ崎市個人情報保護条例の見直しについて ……別紙

## 報告事項

- (1) 令和3年度の情報公開制度の運用状況の報告について

1. 情報公開請求等の件数及びその決定区分

(請求・申出期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日)

区分	受理件数	決定区分				審査請求
		公開	部分公開	非公開	うち不存在	
請求	24	7	12	5	1	2
申出	3	0	2	1	1	
合計	27	7	14	6	2	2

2. 実施機関別の請求等の状況

実施機関		受理件数	決定区分				審査請求
			公開	部分公開	非公開	うち不存在	
市長部局	危機管理課	請求 1 申出 0	0 0	1 0	0 0	0 0	0 —
	総務部	請求 15 申出 0	5 0	5 0	5 0	1 0	2 —
	市長公室	請求 0 申出 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 —
	福祉部	請求 1 申出 0	0 0	1 0	0 0	0 0	0 —
	健康づくり 推進部	請求 0 申出 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 —
	市民生活部	請求 0 申出 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 —
	産業経済部	請求 0 申出 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 —
	都市整備部	請求 2 申出 3	2 0	0 2	0 1	0 1	0 —
	会計課	請求 0 申出 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 —
	小計(A)	請求 19 申出 3	7 0	7 2	5 1	1 1	2 —
教育委員会(B)	請求 5 申出 0	0 0	5 0	0 0	0 0	0 —	
選挙管理委員会(C)	請求 0 申出 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 —	
公平委員会(D)	請求 0 申出 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 —	
監査委員(E)	請求 0 申出 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 —	
農業委員会(F)	請求 0 申出 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 —	
固定資産評価 審査委員会(G)	請求 0 申出 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 —	
議会(H)	請求 0 申出 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 —	
合計 (A~H)	請求 24 申出 3	7 0	12 2	5 1	1 1	2 —	

3. 情報公開請求等の内容及び決定区分

請求 申出 の別	受付 番号	請求 申出 年月日	所管課等名	請求・申出件名	決定区分	理由
請求	1	5/7	財政課	平成30年度特定地番における土地の売却にかかわる依頼文について	公開	—
申出	1	5/20	下水道課	公共工事の積算作業時に使用する、龍ヶ崎市独自で調査したR2年度、R3年度の下水道単価一覧表（物価本を参照した単価も含む）と管財費対象単価一覧表（管財費扱いになる資材とならない資材とがわかるもの）と出典元一覧表（出典元の根拠がわかるもの）	非公開	不存在
請求	2	5/26	契約検査課	契約事務の手引き	公開	—
請求	3	5/27	法制総務課 秘書課 人事課	龍ヶ崎市官製談合事件の公判の傍聴メモ（社協元副会長及び元市職員）	非公開	不存在
請求	4	5/31	法制総務課 秘書課 人事課	官製談合事件公判に関する職員の傍聴報告書	非公開	・事務事業執行情報 ・意思決定過程 ・一部不存在
請求	5	6/3	指導課	特定時期におきた重大事態での調査で行われたアンケート調査の調査表、同結果とりまとめ報告およびアンケート回答の原本	部分公開	個人情報
請求	6	6/3	学校	特定中学校の職員会議議事録および学校日誌の内、特定時期のもの	部分公開	・一部不存在
請求	7	6/4	人事課	平成28年4月1日付発令の人事異動について、人事案作成の意思決定（外部からの要望などを含む）の過程がわかる記録一式	部分公開	個人情報
請求	8	6/4	法制総務課 秘書課 人事課	龍ヶ崎市社会福祉協議会副会長及び副市長ならびに契約検査課長に対する官製談合防止法違反被告事件につき、公判を傍聴した職員が作成した報告書、また、職員が入手、作成した記録一切	非公開	・事務事業執行情報 ・意思決定過程 ・一部不存在
請求	9	6/8	危機管理課	龍ヶ崎市防災情報伝達システム整備事業選定評価基準書	部分公開	事務事業執行情報
請求	10	6/11	道路整備課	①龍ヶ崎市駅東口広場の交通量調査（令和2年度11月）結果 ②龍ヶ崎市駅西口駅前広場及びアクセス経路の整備計画・同方針案	公開	—
請求	11	6/11	都市計画課	龍ヶ崎市駅東口都市再生整備計画（令和2年度に行った協議に提出したもの）	公開	—
請求	12	6/15	教育総務課	・令和2年度各小学校別心臓検診結果集計表 ・令和2年度各中学校別心臓検診結果集計表 ・令和2年度の小学校心臓病有所見者病名一覧 ・令和2年度の中学校心臓病有所見者病名一覧	部分公開	個人情報
申出	2	6/16	都市計画課	龍ヶ崎市市原塚町特定地番の土地に住宅を建築するにあたり提出された建築許可、開発許可申請書及び添付書類一式	部分公開	・個人情報 ・他制度公開情報

請求 申出 の別	受付 番号	請求 申出 年月日	所管課等名	請求・申出件名	決定区分	理由
請求	13	6/21	こども家庭課	令和2年度龍ヶ崎市保育事業者選定検討委員会での 1. 事業者の提案内容概要書 2. 選定委員全員の採点表 3. 採点結果一覧 4. 採点方法が確認できる書類	部分公開	・法人情報 ・意思決定 過程情報 ・事務事業 執行情報
申出	3	6/23	都市計画課	コミュニティバス（龍ゆうバス、龍ぐうバス全路線）の使用車両（常用、予備車）の全車両車両一覧表、（現有車及び過去車の書類の存在するもの）、全車両車検証の写し（現有車及び過去車の書類の存在するもの）、新装時のボディメーカー発行制作仕様書全ページの写し（図面類含む）（現有車及び過去車の書類の存在するもの）	部分公開	不存在
請求	14	7/9	学校	「重大事態の発生についての協議記録・保護者発出文書について」のうち特定書類	部分公開	個人情報
請求	15	7/9	教育総務課	「龍ヶ崎市児童生徒に係る重大事態調査委員会への提出書類一覧」のうち特定書類	部分公開	個人情報
請求	16	8/13	人事課	・特定期限付職員「再発防止統括監（仮称）」の採用についての起案書 ・特定任期付職員「再発防止統括監（仮称）」の採用方法についての起案書 ・特定任期付職員「行政監察監」の選考結果についての起案書	部分公開	個人情報 事務事業執 行情報
請求	17	8/13	法制総務課	龍ヶ崎市行政組織規則の一部改正についての起案書（令和3年7月9日公布分）	公開	—
請求	18	8/16	法制総務課	官製談合事件公判に関する職員の傍聴報告書	非公開	意思決定過程 事務事業執行情報
請求	19	8/17	人事課	行政監察監の決定に関する書類の一切	部分公開	個人情報 事務事業執 行情報
請求	20	8/17	法制総務課	行政監察監の決定に関する書類の一切	公開	—
請求	21	8/23	人事課	コンプライアンス推進委員会会議録	部分公開	事務事業 執行情報
請求	22	8/27	契約検査課	令和元年度 契約実績（落札率が解るもの）	公開	—
請求	23	12/6	契約検査課	2004年度から2020年度の期間中に一般または指名競争入札で発注した全ての工事，工事関連業務委託及び物品その他調達契約についてそれぞれの案件名，入札日，すべての入札者名，それぞれの入札金額，予定価格，調査基準価格及び最低制限価格	非公開	非請求権者

請求 申出 の別	受付 番号	請求 申出 年月日	所管課等名	請求・申出件名	決定区分	理由
請求	24	3/25	契約検査課	2004年度から2020年度の期間中に一般または指名競争入札で発注した全ての工事，工事関連業務委託及び物品その他調達契約についてそれぞれの案件名，入札日，すべての入札者名，それぞれの入札金額，予定価格，調査基準価格及び最低制限価格	部分公開	不存在

## 報告事項

(2) 令和3年度の個人情報保護制度の運用状況の報告について

1. 個人情報開示等の請求の件数及びその決定区分

(請求期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日)

区分	受案件数	決定区分			審査請求	取り下げ
		開示承諾	部分開示一部承諾	非開示拒否		
開示	16	5	11	0	0	0
訂正	0	0	0	0	0	0
削除	0	0	0	0	0	0
目的外利用等の中止	0	0	0	0	0	0

2. 実施機関別の請求の状況

実施機関	受案件数	決定区分			審査請求	取り下げ
		開示承諾	部分開示一部承諾	非開示拒否		
市長部局	危機管理課	0	0	0	0	0
	総務部	1	1	0	0	0
	市長公室	0	0	0	0	0
	福祉部	3	3	0	0	0
	健康づくり推進部	4	1	3	0	0
	市民生活部	4	0	4	0	0
	産業経済部	0	0	0	0	0
	都市整備部	0	0	0	0	0
	会計課	0	0	0	0	0
	<b>小計(A)</b>	<b>12</b>	<b>5</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
教育委員会(B)	4	0	4	0	0	
選挙管理委員会(C)	0	0	0	0	0	
公平委員会(D)	0	0	0	0	0	
監査委員(E)	0	0	0	0	0	
農業委員会(F)	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会(G)	0	0	0	0	0	
議会(H)	0	0	0	0	0	
<b>合計(A~H)</b>	<b>16</b>	<b>5</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	



### 3. 個人情報開示等の請求の内容及び決定区分

請求区分	受付番号	請求年月日	所管課等名	請求・申出内容	決定区分	非開示理由
開示	1	5/12	健康増進課	健康記録一式	部分開示	・一部不存在 ・第三者情報
開示	2	5/12	健康増進課	健康記録一式	部分開示	・一部不存在 ・第三者情報
開示	3	5/13	財政課	平成20年度に龍ヶ崎市と締結した特定地番の土地の普通財産売買契約書	開示	—
開示	4	5/21	市民窓口課	住民票と戸籍の附票の発行履歴及び存在した場合はその申請書（平成31年1月～令和3年5月21日）	部分開示	一部不存在
開示	5	5/21	市民窓口課	住民票と戸籍の附票の発行履歴及び存在した場合はその申請書（平成31年1月～令和3年5月21日）	部分開示	一部不存在
開示	6	6/3	指導課	特定時期におきた重大事態での調査で行われたアンケート調査の調査表、同結果とりまとめ報告およびアンケート回答の原本	部分開示	個人情報
開示	7	6/3	学校	特定中学校の職員会議議事録および学校日誌の内、特定時期のもの	部分開示	一部不存在
開示	8	6/29	市民窓口課	住民票交付申請書（平成29年4月1日～令和3年6月29日）	部分開示	個人情報
開示	9	7/9	学校	「重大事態の発生についての協議記録・保護者発出文書について」のうち特定書類	部分開示	個人情報
開示	10	7/9	教育総務課	「龍ヶ崎市児童生徒に係る重大事態調査委員会への提出書類一覧」のうち特定書類	部分開示	個人情報
開示	11	8/10	介護福祉課	認定調査情報票，認定調査票（特記事項）	開示	—
開示	12	10/14	社会福祉課	令和3年7月21日審査龍ヶ崎市障がい者給付審査会市町村審査会資料のうち特定のもの	開示	—
開示	13	1/4	介護福祉課	認定調査票	開示	—
開示	14	2/18	納税課	龍ヶ崎市口座振替依頼書のうち新規のもの	部分開示	第三者情報
開示	15	3/17	健康増進課	妊娠届書	開示	—
開示	16	3/17	健康増進課	新生児訪問指導票及び健診結果一式	部分開示	事務事業執行情報

## 報告事項

(3) 令和3年度会議公開制度の運用状況の報告について

令和3年度における会議公開制度運用状況の報告について

更新日 2022/12/13

No.	所管課等	附属機関	名称	開催日	公開・非公開の別	非公開理由	傍聴人数	会議後資料		会議録の写し	
								情報公開室	市HP	情報公開室	市HP
1	危機管理課	龍ヶ崎市防災会議	第1回	書面審査	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	1			0				
2	危機管理課	龍ヶ崎市国民保護協議会	開催無	—	—	—	0	—	—	—	—
			合計	0			0				
3	人事課	龍ヶ崎市特別職報酬等審議会	開催無	—	—	—	0	—	—	—	—
			合計	0			0				
4	法制総務課	龍ヶ崎市児童生徒に係る重大事態再調査委員会	第1回	R3.7.30	部分公開	第5条第2号	0	—	—	—	—
			合計	1			0				
5	法制総務課	龍ヶ崎市行政不服審査会	開催無	—	—	—	0	—	—	—	—
			合計	0			0				
6	法制総務課	龍ヶ崎市政治倫理調査委員会	第1回	R4.1.28	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	1			0				
7	法制総務課	龍ヶ崎市官製談合再発防止対策検討委員会	第1回	R3.4.19	非公開	第5条2号,3号	0	×	×	×	×
			第2回	R3.5.24	非公開	第5条2号,3号	0	×	×	×	×
			第3回	R3.6.25	非公開	第5条2号,3号	0	×	×	×	×
			第4回	R3.7.30	非公開	第5条2号,3号	0	×	×	×	×
			第5回	R3.8.17	非公開	第5条2号,3号	0	×	×	×	×
			第6回	R3.10.29	非公開	第5条2号,3号	0	×	×	×	×
			第7回	R3.11.26	非公開	第5条2号,3号	0	×	×	×	×
			第8回	R3.12.25	非公開	第5条2号,3号	0	×	×	×	×
			第9回	R4.1.20	非公開	第5条2号,3号	0	×	×	×	×
			第10回	R4.2.25	非公開	第5条2号,3号	0	×	×	×	×
			合計	10			0				
8	企画課	龍ヶ崎市最上位計画策定審議会	第2回	R3.10.19	公開	—	0	○	○	○	○
			第3回	R4.3.28	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	2			0				
9	企画課	龍ヶ崎市行政経営評価委員会	第1回	R3.8.5	公開	—	0	○	○	○	○
			第2回	R3.11.4	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	2			0				
10	企画課	龍ヶ崎市指定管理者選定委員会	第1回	R3.4.28	部分公開	第5条第5号	0	○	○	○	○
			第2回	R3.6.30	公開	—	0	○	○	○	○
			第3回	R3.7.7	公開	—	0	○	○	○	○
			第4回	R3.8.4	部分公開	第5条第3号	1	○	○	○	○
			第5回	R3.10.27	公開	—	0	○	○	○	○
			第6回	R4.1.26	部分公開	第5条第3号	0	○	○	×	×
			合計	6			1				
11	企画課	龍ヶ崎市公共施設等マネジメント推進委員会	第1回	R3.7.28	公開	—	0	○	○	○	○
			第2回	R3.12.15	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	2			0				
12	情報管理課	龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会	第2回	R3.5.24	公開	—	0	○	○	○	○
			第3回	書面審査	公開	—	0	○	○	○	○
			第1回	R4.2.3	部分公開	第4条	0	○	○	○	○
			第2回	R4.3.23	非公開	第4条	0	×	×	×	×
			第3回	R4.3.30	非公開	第4条	0	×	×	×	×
			合計	5			0				
13	保険年金課	龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会	第1回	R3.8.5	公開	—	1	○	○	○	○
			第2回	R3.10.14	公開	—	1	○	○	○	○
			第3回	R3.12.16	公開	—	1	○	○	○	○
			第4回	書面審査	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	4			3				
14	健康増進課	龍ヶ崎市予防接種健康被害調査委員会	第1回	R3.12.15	非公開	第5条第2号	0	×	×	×	×
			合計	1			0				
15	健康増進課	龍ヶ崎市感染症対策委員会	開催無	—	—	—	0	—	—	—	—
			合計	0			0				
16	健康増進課	龍ヶ崎市健康づくり推進協議会	第1回	R3.7.16	公開	—	0	○	○	○	○
			第2回	R3.11.5	公開	—	0	○	○	○	○
			第3回	書面審査	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	3			0				

17	社会福祉課	龍ヶ崎市障がい者給付審査会	4月	R3. 4. 21	非公開	第5条第2号	0	×	×	×	×
			5月	R3. 5. 19	非公開	第5条第2号	0	×	×	×	×
			6月	R3. 6. 16	非公開	第5条第2号	0	×	×	×	×
			7月	R3. 7. 21	非公開	第5条第2号	0	×	×	×	×
			8月	R3. 8. 18	非公開	第5条第2号	0	×	×	×	×
			9月	R3. 9. 15	非公開	第5条第2号	0	×	×	×	×
			10月	R3. 10. 20	非公開	第5条第2号	0	×	×	×	×
			11月	R3. 11. 17	非公開	第5条第3号	0	×	×	×	×
			12月	R3. 12. 15	非公開	第5条第4号	0	×	×	×	×
			1月	R4. 1. 19	非公開	第5条第5号	0	×	×	×	×
			2月	R4. 2. 16	非公開	第5条第6号	0	×	×	×	×
			3月	R4. 3. 16	非公開	第5条第7号	0	×	×	×	×
			合計	12			0				
18	社会福祉課	龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会全大会	開催無	—	—	—	0	—	—	—	—
			合計	0			0				
19	社会福祉課	龍ヶ崎市民生委員推薦会	第1回	書面審査	非公開	第5条第2号	0	×	×	×	×
			合計	0			0				
20	社会福祉課	龍ヶ崎市福祉有償運送運営協議会	開催無	—	—	—	0	—	—	—	—
			合計	0			0				
21	社会福祉課	龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会	第1回	R3. 7. 12	公開	—	5	○	○	○	○
			第2回	R4. 1. 26	公開	—	1	○	○	○	○
			合計	2			6				
22	子ども家庭課	龍ヶ崎市子ども・子育て会議	第1回	R3. 11. 2	部分公開	第5条第2号	0	○	○	○	○
			合計	1			0				
23	子ども家庭課	龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会	第1回	書面審査	公開	—	0	○	○	無	無
			第2回	書面審査	非公開	第5条第5号	0	×	×	×	×
			合計	2			0				
24	介護福祉課	龍ヶ崎市介護認定審査会	別紙参照		非公開	第5条第2号	0	×	×	×	×
			合計	88			0				
25	介護福祉課	龍ヶ崎市老人ホーム入所判定委員会	開催無	—	—	—	0	—	—	—	—
			合計	0			0				
26	介護福祉課	龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会	第1回	R3. 7. 28	部分公開	第5条第2号,3号	0	○	○	○	○
			第2回	R4. 1. 26	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	2			0				
27	コミュニティ推進課	龍ヶ崎市市民協働推進委員会	第1回	R3. 7. 19	公開	—	1	○	○	○	○
			第2回	R3. 8. 4	部分公開	第5条第3号	1	○	○	○	○
			第3回	R3. 8. 17	部分公開	第5条第3号	0	○	○	○	○
			第4回	R4. 3. 25	公開	—	1	○	○	○	○
			合計	4			3				
28	農業政策課	ふるさと龍ヶ崎市ブランド農産物認定制度審議会	開催無	—	—	—	0	—	—	—	—
			合計	0			0				
29	農業政策課	龍ヶ崎市人・農地プラン審議会	第1回	書面決議	部分公開	第5条第2号	0	○	○	○	○
			合計	1			0				
30	農業政策課	龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会	第1回	R3. 12. 15	部分公開	第5条第2号	0	○	○	○	○
			合計	1			0				
31	農業政策課	龍ヶ崎市特別融資制度推進会議	開催無	—	—	—	0	—	—	—	—
			合計	0			0				
32	農業委員会	龍ヶ崎市農業委員会委員候補者選考委員会	開催無	—	—	—	0	—	—	—	—
			合計	0			0				
33	生活安全課	龍ヶ崎市空家対策等推進委員会	第1回	書面協議	部分公開	第5条第5号	0	○	○	○	○
			第2回	書面協議	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	2			0				
34	都市計画課	龍ヶ崎市地域公共交通協議会	第1回	R3. 6. 24	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	1			0				
35	都市計画課	龍ヶ崎市都市計画審議会	第1回	R3. 7. 1	公開	—	0	○	○	○	○
			第2回	R3. 12. 9	部分公開	第5条2号,6号	0	○	○	○	○
			合計	2			0				
36	都市計画課	龍ヶ崎市旅館等審議会	開催無	—	—	—	0	—	—	—	—
			合計	0			0				
37	都市施設課	龍ヶ崎市営住宅入居者選考委員会	開催無	—	—	—	0	—	—	—	—
			合計	0			0				
38	都市施設課	龍ヶ崎市総合運動公園建設審議会	開催無	—	—	—	0	—	—	—	—
			合計	0			0				
39	環境対策課	龍ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会	第1回	書面審査	—	—	0	○	○	○	○
			合計	1			0				

40	環境対策課	龍ヶ崎市環境審議会	第1回	R4. 3. 24	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	1			0				
41	教育総務課	龍ヶ崎市児童生徒に係る重大事態調査委員会	第1回	R4. 2. 24	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	1			0				
42	教育総務課	龍ヶ崎市学区審議会	第1回	R3. 7. 15	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	1			0				
43	文化・生涯学習課	龍ヶ崎市社会教育委員会議	第1回	書面審査	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	1			0				
44	文化・生涯学習課	龍ヶ崎市文化財保護審議会	第1回	R3. 12. 10	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	1			0				
45	文化・生涯学習課	龍ヶ崎市図書館協議会	第1回	書面表決	公開	—	0	○	○	○	○
			第2回	書面審査	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	2			0				
46	文化・生涯学習課	龍ヶ崎市子ども読書活動推進委員会	第1回	書面表決	公開	—	0	○	○	○	○
			第2回	書面表決	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	2			0				
47	文化・生涯学習課	龍ヶ崎市歴史民俗資料館運営審議会	第1回	書面審査	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	1			0				
48	文化・生涯学習課	龍ヶ崎市青少年センター運営協議会	第1回	書面表決	公開	—	0	○	○	○	○
			第2回	書面審査	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	1			0				
49	スポーツ都市推進課	龍ヶ崎市スポーツ推進計画審議会	第1回	R3. 7. 27	公開	—	0	○	○	○	○
			第2回	R3. 12. 21	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	2			0				
50	指導課	龍ヶ崎市教育支援委員会	第1回	R3. 8. 19	非公開	第5条第2号	0	×	×	×	×
			第2回	R3. 12. 2	非公開	第5条第2号	0	×	×	×	×
			第3回	R3. 12. 16	非公開	第5条第2号	0	×	×	×	×
			合計	3			0				
51	学校給食センター	龍ヶ崎市学校給食センター運営委員会	第1回	書面決議	公開	—	0	○	○	○	○
			第2回	R3. 11. 15	公開	—	0	○	○	○	○
			合計	2			0				

附属機関				傍聴人数	会議後資料		会議録の写し	
開催回数	公開	部分公開	非公開		情報公開室	市HP	情報公開室	市HP
176	45	13	118	13	58	58	56	56

龍ヶ崎市介護認定審査会開催状況

No.	月日		No.	月日		No.	月日
1	4月5日		41	9月27日		81	3月7日
2	4月7日		42	9月29日		82	3月9日
3	4月12日		43	10月6日		83	3月9日
4	4月14日		44	10月11日		84	3月14日
5	4月21日		45	10月13日		85	3月16日
6	4月21日		46	10月20日		86	3月23日
7	4月26日		47	10月27日		87	3月23日
8	4月28日		48	11月1日		88	3月28日
9	5月10日		49	11月10日			
10	5月12日		50	11月10日			
11	5月12日		51	11月15日			
12	5月17日		52	11月17日			
13	5月19日		53	11月17日			
14	5月26日		54	11月22日			
15	5月31日		55	11月24日			
16	6月7日		56	12月1日			
17	6月9日		57	12月6日			
18	6月9日		58	12月8日			
19	6月16日		59	12月8日			
20	6月23日		60	12月13日			
21	6月30日		61	12月15日			
22	7月5日		62	12月22日			
23	7月14日		63	12月22日			
24	7月14日		64	1月5日			
25	7月19日		65	1月12日			
26	7月28日		66	1月17日			
27	8月2日		67	1月19日			
28	8月4日		68	1月19日			
29	8月4日		69	1月24日			
30	8月11日		70	1月26日			
31	8月16日		71	1月26日			
32	8月18日		72	1月31日			
33	8月23日		73	2月2日			
34	8月25日		74	2月2日			
35	9月1日		75	2月7日			
36	9月6日		76	2月9日			
37	9月8日		77	2月9日			
38	9月13日		78	2月14日			
39	9月15日		79	2月16日			
40	9月22日		80	2月21日			

## 報告事項

### (4) 個人情報の届出の報告について

# 個人情報届出一覧

令和4年4月～令和4年7月届出分

危機管理課			
記録の名称	緊急連絡先・ホットライン	開始年月日	平成25年4月1日
事務の目的	災害時に関係機関と緊急で連絡を取る際に使用するため。	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外
対象者	関係機関の職員	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	氏名, 電話番号, 役職	処理方法	マニュアル処理

危機管理課			
記録の名称	通話録音装置による録音データ	開始年月日	令和4年7月28日
事務の目的	通話内容を記録として残すため(録音することをあらかじめ説明し、同意を得ての録音)	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
対象者	架電者	記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	氏名, 住所, 電話番号, 音声, 主義・主張	処理方法	電算処理

法制総務課			
記録の名称	龍ヶ崎市政治倫理調査委員会委員名簿	開始年月日	平成31年4月1日
事務の目的	龍ヶ崎市政治倫理調査委員会の運営	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
対象者	龍ヶ崎市政治倫理調査委員会委員	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	氏名, 住所, 生年月日・年齢, 電話番号	処理方法	マニュアル処理

法制総務課			
記録の名称	通話録音装置による録音データ	開始年月日	令和4年7月28日
事務の目的	通話内容を記録として残すため(録音することをあらかじめ説明し、同意を得ての録音)	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
対象者	架電者	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	氏名, 音声, 主義・主張	処理方法	電算処理

人事課			
記録の名称	通話録音装置による録音データ	開始年月日	令和4年7月29日
事務の目的	通話内容を記録として残すため(録音することをあらかじめ説明し、同意を得ての録音)	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
対象者	架電者	記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	氏名, 住所, 電話番号, 音声, 主義・主張	処理方法	電算処理



# 個人情報届出一覧

令和4年4月～令和4年7月届出分

契約検査課			
記録の名称	防犯カメラ映像	開始年月日	令和4年4月1日
事務の目的	犯罪の抑止	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
対象者	来庁者	記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	容貌, 姿態, 音声	処理方法	電算処理

シティセールス課			
記録の名称	録音通話装置による録音データ	開始年月日	令和4年7月28日
事務の目的	通話内容を記録として残すため(録音することをあらかじめ説明し, 同意を得ての録音)	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
対象者	架電者	記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	氏名, 住所, 電話番号, 職業・職歴, 主義・主張, 社会的身分	処理方法	電算処理

社会福祉課			
記録の名称	龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会委員名簿	開始年月日	平成26年7月1日
事務の目的	龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外
対象者	障がい者自立支援協議会委員	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	氏名, 住所, 電話番号, 加入団体	処理方法	マニュアル処理

社会福祉課			
記録の名称	龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会委員名簿	開始年月日	平成28年4月1日
事務の目的	龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会条例	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
対象者	地域福祉計画推進委員会委員	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	氏名, 住所, 生年月日・年齢, 性別, 電話番号, 加入団体	処理方法	マニュアル処理

# 個人情報届出一覧

令和4年4月～令和4年7月届出分

社会福祉課			
記録の名称	龍ヶ崎市障がい者給付審査会委員名簿	開始年月日	平成18年4月1日
事務の目的	龍ヶ崎市障がい者給付審査会規則	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
対象者	障がい者給付審査会委員	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	氏名, 住所, 電話番号, 職業・職歴, 資格, 加入団体	処理方法	マニュアル処理

生活支援課			
記録の名称	介護給付費公費受給者別一覧表	開始年月日	令和4年4月19日
事務の目的	介護給付費公費受給者別一覧表と介護券交付処理簿との照合(地方自治法第245条の9及び処理基準に定められている介護扶助運営要領)	収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外
対象者	介護給付費公費受給者	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	公的扶助, 保険証等の番号	処理方法	マニュアル処理

生活支援課			
記録の名称	介護予防・日常生活支援総合事業費公費受給者別一覧表	開始年月日	令和4年4月19日
事務の目的	介護予防・日常生活支援総合事業費公費受給者別一覧表と介護券交付処理簿との照合(地方自治法第245条の9及び処理基準に定められている介護扶助運営要領)	収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外
対象者	介護予防・日常生活支援総合事業費公費受給者	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	公的扶助, 保険証等の番号	処理方法	マニュアル処理

こども家庭課			
記録の名称	通話録音装置による録音データ	開始年月日	令和4年7月29日
事務の目的	通話内容を記録として残すため(録音することをあらかじめ説明し, 同意を得ての録音)	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
対象者	架電者	記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	氏名, 音声, 主義・主張	処理方法	電算処理

# 個人情報届出一覧

令和4年4月～令和4年7月届出分

介護福祉課			
記録の名称	龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会委員名簿	開始年月日	令和4年4月1日
事務の目的	龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会の開催	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
対象者	龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会委員	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	氏名, 住所, 生年月日・年齢, 性別, 電話番号, 職業・職歴, 地位	処理方法	電算処理

介護福祉課			
記録の名称	老人ホーム入所判定委員会	開始年月日	令和4年4月1日
事務の目的	龍ヶ崎市老人ホーム入所判定委員会条例	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
対象者	老人ホーム入所判定委員会委員	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	氏名, 住所, 性別, 職業・職歴, 地位	処理方法	マニュアル処理

介護福祉課			
記録の名称	龍ヶ崎市介護認定審査会委員名簿	開始年月日	令和4年4月1日
事務の目的	介護保険法	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
対象者	龍ヶ崎市介護認定審査会委員	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	氏名, 住所, 生年月日・年齢, 性別, 電話番号, 個人番号, 金融機関・口座番号, 職業・職歴, 勤務場所	処理方法	マニュアル処理

健幸長寿課			
記録の名称	通話録音装置による録音データ	開始年月日	令和4年7月28日
事務の目的	通話内容を記録として残すため(録音することをあらかじめ説明し、同意を得ての録音)	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
対象者	架電者	記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	氏名, 音声, 主義・主張	処理方法	電算処理

# 個人情報届出一覧

令和4年4月～令和4年7月届出分

保険年金課			
記録の名称	通話録音装置による録音データ	開始年月日	令和4年7月28日
事務の目的	通話内容を記録として残すため（録音することをあらかじめ説明し、同意を得ての録音）	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
		記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他（ ）
対象者	架電者		
記録内容	氏名、音声、主義・主張	処理方法	電算処理

市民窓口課			
記録の名称	おくやみ窓口来庁者名簿	開始年月日	令和4年5月25日
事務の目的	おくやみ窓口	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
		記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他（ ）
対象者	おくやみ窓口来庁者および死亡者		
記録内容	氏名、住所、生年月日・年齢、性別、続柄、電話番号	処理方法	マニュアル処理

環境対策課			
記録の名称	住民自治組織連絡協議会理事名簿	開始年月日	令和4年6月15日
事務の目的	住民自治組織連絡協議会の運営	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
		記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他（ ）
対象者	住民自治組織連絡協議会の理事		
記録内容	氏名、住所、電話番号	処理方法	マニュアル処理

環境対策課			
記録の名称	通話録音装置による録音データ	開始年月日	令和4年7月29日
事務の目的	通話内容を記録として残すため（録音することをあらかじめ説明し、同意を得ての録音）	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
		記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他（ ）
対象者	架電者		
記録内容	氏名、音声、主義・主張	処理方法	電算処理

都市計画課			
記録の名称	通話録音装置による録音データ	開始年月日	令和4年7月28日
事務の目的	通話内容を記録として残すため（録音することをあらかじめ説明し、同意を得ての録音）	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
		記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他（ ）
対象者	架電者		
記録内容	氏名、音声、主義・主張	処理方法	電算処理

# 個人情報届出一覧

令和4年4月～令和4年7月届出分

道路整備課			
記録の名称	通話録音装置による録音データ	開始年月日	令和4年7月29日
事務の目的	通話内容を記録として残すため（録音することをあらかじめ説明し、同意を得ての録音）	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
		記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他（ ）
対象者	架電者		
記録内容	氏名，音声，主義・主張	処理方法	電算処理

都市施設課			
記録の名称	龍ヶ崎市営住宅入居者選考委員会委員名簿	開始年月日	令和4年5月12日
事務の目的	龍ヶ崎市営住宅入居者選考委員会開催のため	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
		記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他（ ）
対象者	龍ヶ崎市営住宅入居者選考委員会委員		
記録内容	氏名，住所，電話番号	処理方法	マニュアル処理

教育総務課			
記録の名称	日本スポーツ振興センター災害共済給付契約名簿更新のための加入者名簿	開始年月日	令和4年5月16日
事務の目的	日本スポーツ振興センター災害共済給付契約の名簿更新のため	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
		記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他（ ）
対象者	5月1日時点において在籍する児童生徒の一部に災害共済給付契約の未加入者がいる学校の契約に係らしめた児童生徒		
記録内容	氏名，学年，学業・学歴，在籍学校名	処理方法	マニュアル処理

教育総務課			
記録の名称	災害共済給付金請求書（振込依頼書）	開始年月日	令和4年4月1日
事務の目的	災害共済給付金を児童生徒の保護者口座に振り込むため	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
		記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他（ ）
対象者	災害共済給付金を申請し決定を受けた児童生徒及びその保護者		
記録内容	氏名，住所，電話番号，学業・学歴，在籍学校名，学年組，資産状況，振込口座	処理方法	マニュアル処理

# 個人情報届出一覧

令和4年4月～令和4年7月届出分

文化・生涯学習課			
記録の名称	学童保育料未納額状況表	開始年月日	令和4年4月1日
事務の目的	放課後児童健全育成事業負担金の適正な管理	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
対象者	保育ルーム入所児童保護者	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	氏名, 住所, 生年月日・年齢, 学年, 保育ルーム名, 月額学童保育料, 学童保育料未納額	処理方法	電算処理

文化・生涯学習課			
記録の名称	スポーツ安全保険加入者名簿(保育ルーム入所児童)	開始年月日	令和4年4月28日
事務の目的	保育ルーム入所児童の活動中の事故に対応する傷害保険に加入するため	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
対象者	保育ルーム入所児童	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	氏名, 生年月日・年齢, 性別, 加入団体, 活動内容, 加入区分	処理方法	マニュアル処理

文化・生涯学習課			
記録の名称	学童保育ルーム児童名簿	開始年月日	令和4年4月1日
事務の目的	学童保育運営業務	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
対象者	学童保育ルーム入級児童	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	氏名, 生年月日・年齢, 性別, 学年, 保育ルームクラス, 入所日	処理方法	マニュアル処理

指導課			
記録の名称	教育支援委員会委員名簿	開始年月日	平成26年4月1日
事務の目的	龍ヶ崎市教育支援委員会条例	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
対象者	教育支援委員会委員	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
記録内容	氏名, 住所, 生年月日・年齢, 電話番号, 職業・職歴, 地位	処理方法	マニュアル処理

# 個人情報届出一覧

令和4年4月～令和4年7月届出分

指導課			
記録の名称	認定特別支援学校就学者（新学齢児）個人票	開始年月日	平成26年4月1日
事務の目的	就学指導に係る報告（学校教育法施行令第11条）	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外
対象者	就学児	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他（ ）
記録内容	氏名，住所，生年月日・年齢，性別，障がいの状況，幼児教育施設の通所，通園歴	処理方法	マニュアル処理

指導課			
記録の名称	認定特別支援学校就学者（新学齢児）一覧表	開始年月日	平成26年4月1日
事務の目的	就学指導に係る報告書（学校教育法施行令第11条）	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外
対象者	就学児	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他（ ）
記録内容	氏名，住所，生年月日・年齢，性別，保護者名，現在の就学等	処理方法	マニュアル処理

指導課			
記録の名称	就学先変更資料	開始年月日	平成26年4月1日
事務の目的	就学指導に係る報告書（学校教育法施行令第12条第2項）	収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外
対象者	児童生徒	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他（ ）
記録内容	氏名，住所，生年月日・年齢，性別，電話番号，家族一覧，保護者名，家族の年齢，家族の続柄，家族の職業，学業・学歴，家庭状況，健康状態，病歴，健診等の結果	処理方法	マニュアル処理

指導課			
記録の名称	認定特別支援学校就学者（小中学校等在学児童生徒）一覧表	開始年月日	平成26年4月1日
事務の目的	就学指導に係る報告書（学校教育法施行令第12条第2項）	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外
対象者	児童生徒	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他（ ）
記録内容	氏名，住所，生年月日・年齢，性別，保護者名，学業・学歴	処理方法	マニュアル処理

# 個人情報届出一覧

令和4年4月～令和4年7月届出分

指導課			
記録の名称	特別支援学校への就学について(通知)の写し	開始年月日	令和4年4月1日
事務の目的	就学指導に係る報告書(学校教育施行令第12条第1項)	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
対象者	児童生徒	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他( )
記録内容	氏名, 住所, 生年月日・年齢, 性別, 保護者名, 就学を希望する学校名, 健康状態, 心身障がい	処理方法	マニュアル処理

指導課			
記録の名称	学齢簿謄本	開始年月日	平成26年4月1日
事務の目的	就学指導に係る報告書(学校教育法施行令第11条2項)	収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外
対象者	児童生徒	記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他( )
記録内容	氏名, 住所, 生年月日・年齢, 性別, 国籍・本籍, 続柄, 電話番号	処理方法	マニュアル処理

指導課			
記録の名称	通話録音装置による録音データ	開始年月日	平成26年4月1日
事務の目的	通話内容を記録として残すため(録音することをあらかじめ説明し, 同意を得ての録音)	収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外
対象者	架電者	記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他( )
記録内容	氏名, 住所, 生年月日・年齢, 性別, 国籍・本籍, 続柄, 結婚・離婚歴, 電話番号, 音声, 学業・学歴, 職業・職歴, 資格, 家庭状況, 居住状況, 健康状態, 主義・主張, 病歴, 健診等の結果	処理方法	電算処理



# 個人情報届出一覧

令和4年4月～令和4年7月届出分

監査委員事務局			
記録の名称	決算審査資料	開始年月日	令和4年6月17日
事務の目的	地方自治法第199条による監査を行うにあたって、各課から個人情報を含む資料（契約書や申請書の写し等）を受領する必要があるため。（第199条第8項）	収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外
		記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他（        ）
対象者	市民及び各課と契約等を結ぶ者		
記録内容	氏名，住所，生年月日・年齢，性別，続柄，結婚・離婚歴，電話番号，学年，保育ルーム，学業・学歴，職業・職歴，資産状況，所得収入，納税・納付状況，公的扶助，月額学童保育料，学童保育料未納額，家庭状況，保険証等の番号診療・調剤等記録	処理方法	マニュアル処理

## 報告事項

(5) 個人情報の目的外利用の報告について

個人情報目的外利用報告一覧【定例報告分を除く】

(令和4年4月～令和4年7月報告分)

個人情報利用課等(所属課等)	目的外利用を行う個人情報の記録の名称	目的外利用を行う理由	個人情報所管課等	根拠(法令)		利用日	課別件数
法制総務課	道交法違反の前科照会について、破産者免責確定通知、既決犯罪通知書等発収簿、既決犯罪人等名簿、戸籍、身分の異動通知(控)、民刑事事項通知(控)、刑の消滅照会文書	公平委員会制度70周年記念総務大臣表彰に推薦するため	市民窓口課	6号	—	7月1日	
秘書課	青少年相談員名簿	令和4年度秋季善行表彰への推薦のため	文化・生涯学習課	5号	—	7月19日	
企画課	住民基本台帳	龍ヶ崎市公共施設再編成に関する市民アンケート調査対象者(2,000人)抽出のため。	市民窓口課	5号	—	5月9日	
社会福祉課	住民自治組織の長・広報配布担当者名簿	民生委員児童委員一斉改選に伴う候補者依頼のため	コミュニティ推進課	5号	—	6月2日	
社会福祉課①	おくやみ窓口来庁者名簿	おくやみ窓口業務で必要のため	市民窓口課	1号	—	5月25日から7月31日まで	
こども家庭課①	おくやみ窓口来庁者名簿	おくやみ窓口業務で必要のため	市民窓口課	1号	—	5月25日から7月31日まで	
介護福祉課①	おくやみ窓口来庁者名簿	おくやみ窓口業務で必要のため。	市民窓口課	1号	—	5月25日から7月31日まで	
保険年金課①	おくやみ窓口来庁者名簿	おくやみ窓口業務で必要のため	市民窓口課	1号	—	5月25日から7月31日まで	
税務課	生活保護ケース台帳	令和4年度個人市・県民税の賦課に際して、非課税の対象となる生活保護受給者を把握するため。	生活支援課	2号	地方税法第24条の5および第295条	4月1日	
税務課①	おくやみ窓口来庁者名簿	おくやみ窓口業務で必要のため	市民窓口課	1号	—	5月25日から7月31日まで	
納税課①	おくやみ窓口来庁者名簿	おくやみ窓口業務に必要なため	市民窓口課	1号	—	5月25日から7月31日まで	
生活安全課	住民基本台帳	龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金制度の申請書について、申請者の属する世帯の世帯員(18歳以上)の署名及び押印が必要となることから、当該世帯員の氏名及び年齢を確認するため。	市民窓口課	1号	—	5月17日	
下水道課①	おくやみ窓口来庁者名簿	おくやみ窓口業務で必要のため	市民窓口課	1号	—	5月25日から7月31日まで	

個人情報目的外利用報告一覧【定例報告分を除く】

(令和4年4月～令和4年7月報告分)

個人情報利用課等(所属課等)	目的外利用を行う個人情報の記録の名称	目的外利用を行う理由	個人情報所管課等	根拠(法令)	利用日	課別件数
都市施設課	他市区町村の住民情報	市営住宅退去者のうち市営住宅使用料や市営住宅駐車場使用料に滞納のあるものの住所等の情報を確認し、納付催告を行うため	市民窓口課	2号 住民基本台帳法第30条の10、住民基本台帳法別表1から別表6までの総務省令で定める事務を定める省令	4月1日から7月31日まで	
都市施設課①	おくやみ窓口来庁者名簿	おくやみ窓口で必要なため	市民窓口課	1号 —	5月25日から7月31日まで	
監査委員事務局②	児童福祉システム(保育料徴収簿)	監査を行うにあたり、資料として必要があるため	こども家庭課	2号 地方自治法第199条第8項	6月17日から8月17日まで	
監査委員事務局②	児童手当受給者台帳 見扶受給者台帳	監査を行うにあたり、資料として必要があるため	こども家庭課	2号 地方自治法第199条第8項	6月17日から8月17日まで	
監査委員事務局②	介護保険料賦課台帳 介護保険予防高額介護サービス費給付台帳	監査を行うにあたり、資料として必要があるため	介護福祉課	2号 地方自治法第199条第8項	6月17日から8月17日まで	
監査委員事務局②	学童保育料未納額状況表	監査を行うにあたり、資料として必要があるため	文化・生涯学習課	2号 地方自治法第199条第8項	6月17日から8月17日まで	
監査委員事務局②	土地売買及び物件補償契約書	監査を行うにあたり、資料として必要があるため	道路整備課	2号 地方自治法第199条第8項	6月17日から8月17日まで	
監査委員事務局②	自己調整整理簿、不当利得療養給付費・療養費、後期高齢者医療保険料台帳、滞納整理簿	監査を行うにあたり、資料として必要があるため	保険年金課	2号 地方自治法第199条第8項	6月17日から8月17日まで	
監査委員事務局②	生活保護ケース台帳	監査を行うにあたり、資料として必要があるため	生活支援課	2号 地方自治法第199条第8項	6月17日から8月17日まで	
合 計 件 数						23件

## 個人情報 目的外利用に係る詳細資料

(令和4年4月～令和4年7月報告分)

区分	利用課	利用した個人情報の名称	目的外利用の経緯	個人情報の記録の内容	目的外利用の根拠
①	社会福祉課 こども家庭課 介護福祉課 保険年金課 税務課 納税課 下水道課 都市施設課	おくやみ窓口来 庁者名簿	令和4年5月25日より、市民の方が亡くなった際、ご遺族の不安や負担を少しでも軽減できるよう、市役所での手続きを支援する「おくやみ窓口」を開設した。本来各課を回って進めなければならない手続きを集約し、ワンストップで受付することで、手続きを簡易化する。これにあたり、市民窓口課で受け付けた情報を各課に共有することから、個人情報の目的外利用を行うもの。	氏名／住所／ 生年月日・ 年齢／性別／ 続柄／電話番 号	第1号
②	監査委員事務 局	児童福祉システム(保育料徴収簿) 児童手当受給者台帳 児扶受給者台帳 介護保険料賦課台帳 介護保険予防高額介護サービス費給付台帳 学童保育料未納額状況表 土地売買及び物件補償契約書 自己調整整理簿 不当利得療養給付費・療養費 後期高齢者医療 保険料台帳 滞納整理簿 生活保護ケース台帳	地方自治法第199条による監査を行うにあたり、監査委員の方に資料として各課が保有している情報を共有する必要がある。各課が保有する情報の中には、個人情報を含んでいるケースが多々存在しているため、これまでは個人情報を除いた状態で共有していたが、今年度より監査委員から個人情報を除いた状態では監査に支障がある旨の意見をいただいたことから、目的外利用を行うもの。	氏名／住所／ 生年月日・年 齢／性別／続 柄／結婚・離 婚歴／電話番 号／学年／保 育ルーム名／ 学業・学歴／ 職業・職歴／ 資産状況／所 得・収入／納 税・納付状況 ／公的扶助／ 月額学童保育 料／学童保育 料未納額／家 庭状況／保険 証等の番号／ 病歴／診療・ 調剤等記録／ 健診等の結果	第2号 (地方自治法第 199条第8 項)

※目的外利用の根拠欄は、龍ヶ崎市個人情報保護条例第9条第2項の各号の号数を記載

## 報告事項

### (6) 個人情報の外部提供の報告について

個人情報外部提供報告一覧【定例報告分を除く】

(令和4年4月～令和4年7月分)


個人情報外部提供課等 (所属課等)	外部提供を行う個人情報の記録の名称	外部提供を行う理由	外部提供先	根拠(法令)		提供日	課別件数
法制総務課	道交法違反の前科照会について、破産者免責確定通知、既決犯罪通知書等発收簿、既決犯罪人等名簿、戸籍、身分の異動通知(控)、民刑事事項通知(控)、刑の消滅照会文書	公平委員会制度70周年記念総務大臣表彰に推薦するため	茨城県総務部市町村課	6号	—	7月1日	1件
人事課	人事給与システム管理	新財務会計システム導入に係るテスト作業のため	株式会社TKC北関東営業部	7号	—	4月27日	2件
人事課	人事給与システム管理	不当要求防止責任者講習会を実施するにあたり、修了証作成に必要な情報を提供するため	茨城県警組織犯罪対策課	6号	—	6月21日	
まちなかの魅力創造課	旧・企画31(日本語教室受講者名簿)	龍ヶ崎市国際交流協会が主催する日本語教室を円滑に実施するため。	龍ヶ崎市国際交流協会	1号	—	7月6日	1件
生活支援課	生活保護ケース台帳	生活保護法第73条による県費負担該当ケース(適用解除)について協議を行うため	茨城県福祉部福祉政策課長	2号	生活保護法第73条	6月16日	1件
介護福祉課	緊急通報システム設置者名簿(R4年度スポット点検実施者:166名分)	緊急通報システムスポット点検の為(点検業務を行うにあたり、対象者名及び連絡先をもとに、訪問する為)	東日本電信電話株式会社茨城支店	1号	—	4月21日	3件
介護福祉課	介護保険予防高額介護サービス費給付台帳	介護保険等利用者被爆者助成事業等において、介護保険高額サービスとの重複支給を避けるため	茨城県保健医療部健康推進課	6号	—	5月19日	
介護福祉課①	介護保険受給者台帳	さいたま市緑福祉事務所長よりなされた照会に対し、回答を求められたことによる。	さいたま市緑福祉事務所	6号	—	6月7日	
健康増進課	母子管理カード	乳児家庭全戸訪問事業業務委託のため	一般社団法人茨城県助産師会	7号	—	4月1日	9件
健康増進課	健康管理情報	風しんクーポン券等印刷及び封入封緘業務委託のため	株式会社イセブ	7号	—	5月13日から6月10日まで	
健康増進課	健康管理情報	歯周疾患検診案内はがき印刷のため	株式会社イセブ	7号	—	4月20日から5月19日まで	
健康増進課	母子管理カード	園児の発達を確認し、集団生活において発達の課題がある場合には早期相談につなげるため。	市内各保育園、幼稚園	1・2号	発達障害者支援法第9条の2	5月20日 5月30日 5月31日 6月1日	

個人情報外部提供報告一覧【定例報告分を除く】

(令和4年4月～令和4年7月分)

個人情報外部提供課等 (所属課等)	外部提供を行う個人情報の記録の名称	外部提供を行う理由	外部提供先	根拠(法令)		提供日	課別件数
				2号	発達障害者支援法第9条の2		
健康増進課	母子管理カード	特別な支援を必要とする子どもに関する情報を共有し、幼稚園において子どもの成長発達を促すための支援を行うため	竜ヶ崎幼稚園	2号	発達障害者支援法第9条の2	7月6日	
健康増進課	発達相談情報提供書	母親が保健所の発達相談事業へ予約したため、保健センターより本児の情報提供を行う	竜ヶ崎保健所	1・2号	発達障害者支援法第9条の2	7月15日	
健幸長寿課	成年後見制度要支援者台帳	法テラス弁護士が後見人に選任され、該当情報を提供する必要があるため。	法テラス牛久事務所弁護士	1号	—	6月14日	1件
保険年金課 ①	後期高齢者医療保険料台帳、後期高齢者医療保険料返納金内訳書	さいたま市緑福祉事務所長よりなされた照会に対し、回答を求められたことによる。	さいたま市緑福祉事務所	6号	—	6月29日	2件
農業委員会事務局	農地利用意向調査票	農業への企業参入を図るため、農地所有者の利用意向を共有する。	茨城県、株式会社サラ	1号	—	5月25日	1件
教育総務課	教職員一覧	校務支援システム利用に当たり、障害発生時等早急な復旧対応を行うため。	NTT東日本	7号	—	4月1日から7月31日まで	1件
文化・生涯学習課	学童保育ルーム児童名簿	学校と保育ルームにおいて円滑に児童の安全管理を行うため	龍ヶ崎市立八原小学校	1号	—	5月13日	2件
文化・生涯学習課	サタデースクール参加申込書・参加者名簿	サタデースクールの円滑な運営のために、参加児童の把握が必要であるため(株式会社明日葉による業務委託)	株式会社明日葉	1号	—	6月24日	
会計課 ②	支払先相手方情報	財務会計システムの移行準備に必要なため(詳細は別紙の通り)	(株)TKC	7号	—	7月28日	1件
合 計 件 数							25件





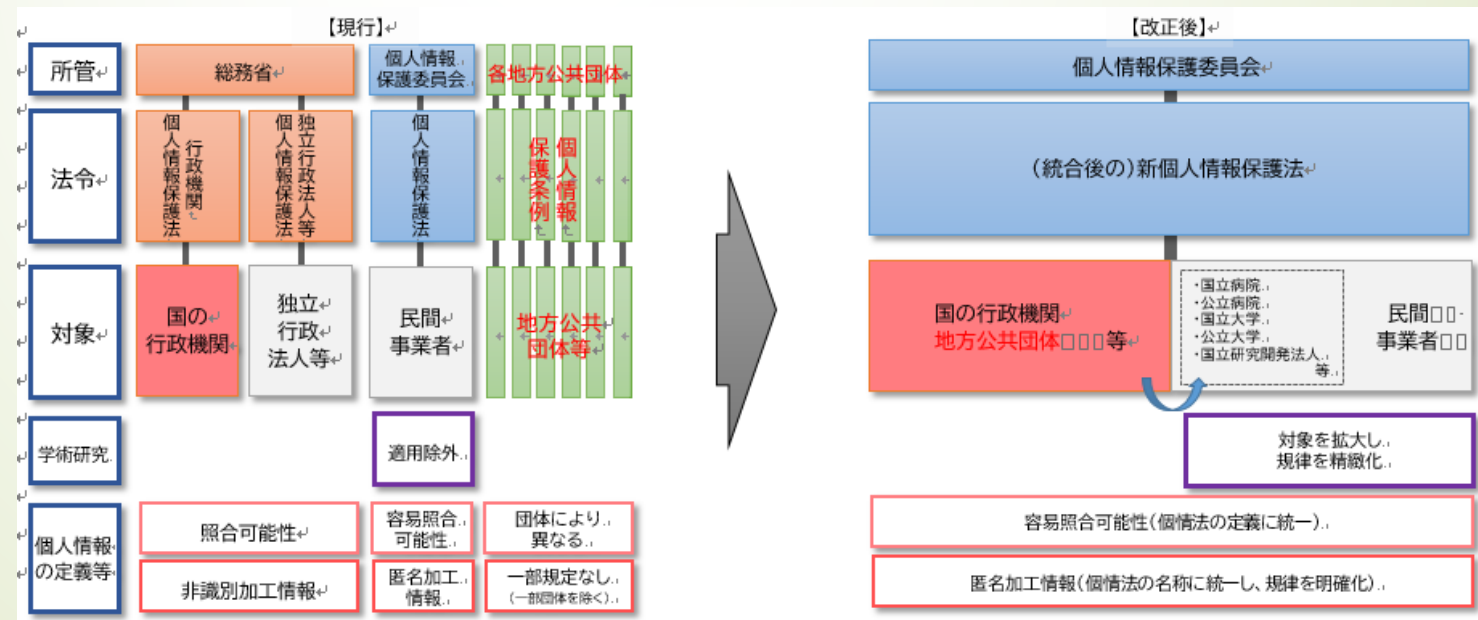
# 龍ヶ崎市個人情報保護条例の見直し (改正個人情報保護法に基づく改正)

令和4年10月4日(火)  
情報公開・個人情報保護審査会 資料1

# 龍ヶ崎市個人情報の保護に関する条例の改正の概要

## 1. 個人情報の保護に関する法律の改正と 龍ヶ崎市個人情報の保護に関する条例について

- 令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の規定により、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「改正法」という。)」が改正されました。
- この改正に伴い、これまで、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体ごとに分かれていた規律が、改正法に統合され、全国的な共通ルールとなるとともに、当該規律について、個人情報保護委員会が一元的に解釈運用することになりました。



## 2. 条例改正の考え方

- 令和5年4月1日からは、本市でも法の直接の適用を受けるため、現行の龍ヶ崎市個人情報保護条例(平成11年条例第33号(以下「現行条例」という。))を廃止し、改正法の施行に関して必要な事項となる、委任された事項、また、条例で定めることが許容される事項を新たに規定する (仮称)龍ヶ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「施行条例」という。)を制定し、改正法の規定に則って、個人情報の保護に適正に取り組みます。
- 個人情報保護法制の一元化により、個人情報の定義や個人情報の取扱い、開示等請求などの制度について、改正法で全国的な共通ルールが規定されたことから、新たな施行条例では、法と重複する規定については削除をするとともに、手数料など 条例で規定する必要がある事項や、現行の取り組みを継続するために必要な事項であって、条例での規定が許容される事項について規定します。
- これにより、条例の目的が「個人情報保護に関する規定をするもの」から「法の施行に関し必要な事項を定めるもの」に変わるため、現行条例を廃止し、新たに施行条例を定めます。

### 3. 現行条例からの主な変更点

#### (1) 死者の情報の取り扱いについて

- 法では、個人情報の定義について、「生存する個人に関する情報」と定められています。現行条例では、個人の生死については区分していませんが、今後、死者の情報は、個人情報の定義からは外れることとなります。ただし、死者に関する情報のうち、生存する遺族等の個人に関する情報は、「生存する個人に関する情報(個人情報)」として保護の対象となります。

#### (2) 個人情報ファイル簿の作成について

- 改正法では、市の個人情報の利用状況について、「個人情報ファイル簿」を作成して公表することを定めています。これに伴い、現行条例に基づく「個人情報取扱事務届出」の項目を見直しつつ、改正法で定める個人情報ファイルに移行し、そのうち1,000件以上の保有個人情報については、別途個人情報ファイル簿による公表を検討しています。

#### (3) 行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入について

- 個人情報を復元できないよう加工した「行政機関等匿名加工情報」については、まずは都道府県及び政令指定都市において外部提供が開始されます。その他の市町村については、当面の間、外部提供は任意とされています。



## 4. 法と条例の関係性

改正法で定められた全国共通のルールにより、施行条例で定めることができる主な事項は、以下のとおりです。

### (1) 条例で定めることが想定されている事項

- ・本人開示等請求における手数料(法第89条第2項)
- ・行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約手数料(法119条第3項及び第4項)

### (2) 条例で定めることが許容される事項

- ・条例要配慮個人情報の内容(法第60条第5項)
- ・個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項(法第75条第5項)
- ・開示等請求における不開示情報の範囲(法第78条第2項)
- ・開示請求等の手続(法第107条第2項及び第108条)
- ・審議会等の設置  
(専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの諮問(法第129条))

### 《 条例で定めることが許容されない事項 》

- ・個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定
- ・法の規定に加え、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得・利用・提供等を制限する規定
- ・個人情報の取得を本人からの直接取得に制限する規定
- ・オンライン結合に特別の制限を設ける規定
- ・目的外利用・提供を行う場合、類型的に審議会等の諮問を要する旨の規定
- ・開示請求等の手続きについて、改正法の規定よりも処理期間を延長する規定
- ・個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関する独自の規制

## 改正個人情報保護法の規定により 条例で定めることが**想定**または**許容**される事項

1. 条例要配慮個人情報の内容【法60条第5項】 . . . . . P 6
2. 個人情報取扱事務届出の作成・公表に係る事項【法75条第5項】 . . . . . P 8
3. 開示等請求における不開示情報の範囲【法78条第2項】 . . . . . P 11
4. 開示等請求に係る手数料【法89条第2項・第3項】 . . . . . P 14
5. 審査請求について審理する附属機関の設置【法105条第3項】 . . . . . P 17
6. 審議会等の設置【法129条】 . . . . . P 19
7. 開示、訂正及び利用停止の手続【法第107条第2項及び108条】 . . . . . P 21
8. 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約手数料【法119条第3項・第4項】  
. . . . . P 23

## 1. 条例要配慮個人情報の内容 【法60条第5項】

### 《改正法》

(定義)

第2条 1・2(略)

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の**人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実**その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(定義)

第60条 1～4 (略)

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、**地域の特性その他の事情**に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

### 《現行条例》

(定義)

第2条

(3) 要配慮個人情報 本人の**人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実**その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

## 「要配慮個人情報」として規定されている項目の対比

	項 目		現行条例等との対比
改正法で 規定された 項目	1	人種	現行条例 第2条 (3) に規定有り
	2	信条	
	3	社会的身分	
	4	病歴	
	5	犯罪の経歴	
	6	犯罪により害を被った事実	
政令 施行令で 規定された 項目	7	心身の機能の障がいがあること (身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障がい)	現行条例施行規則 第1条の2 に規定有り
	8	医師等の健康診断やその他の検査結果	
	9	医師等により心身の状態の改善のための指導や診療・調剤が行われたこと	
	10	被疑者や被告人として、刑事事件に関する手続きが行われたこと	
	11	少年の保護事件に関する手続きが行われたこと	



## 2. 個人情報取扱事務届出の作成・公表に係る事項 【法75条第5項】

### 《改正法》

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第75条 1～4(略)

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

### 《現行条例》

(個人情報取扱事務の届出等)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報の記録の名称
- (2) 個人情報を取り扱う事務の目的
- (3) 個人情報の対象者
- (4) 個人情報の記録の内容
- (5) 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (6) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

## 2. 個人情報取扱事務届出の作成・公表に係る事項 【法75条第5項】

	個人情報ファイル簿（改正法）	取扱事務届出（現行条例）
規定されている項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>①個人情報ファイルの名称</li> <li>②当該機関の名称</li> <li>③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</li> <li>④個人情報ファイルの利用目的</li> <li>⑤個人情報ファイルの記録項目</li> <li>⑥記録範囲</li> <li>⑦個人情報の収集方法</li> <li>⑧記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</li> <li>⑨記録情報の経常的提供先</li> <li>⑩開示請求等を受理する組織の名称・所在地</li> <li>⑪他の法令の規定による訂正または利用停止の制度</li> <li>⑫電子計算機処理に係る個人情報ファイルまたはマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルの別</li> <li>⑬政令21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無</li> <li>⑭匿名加工情報の提案をする個人情報ファイルである旨</li> <li>⑮匿名加工情報の提案を受ける組織の名称・所在地</li> </ul> <p>事務対応ガイド P171より抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人情報の記録の名称</li> <li>(2) 個人情報を取り扱う事務の目的</li> <li>(3) 個人情報の対象者</li> <li>(4) 個人情報の記録の内容</li> <li>(5) 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</li> <li>(6) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の開始年月日</li> <li>・個人情報の収集方法</li> <li>・個人情報の記録形態(文書、図面、写真 等)</li> <li>・個人情報の処理方法(電算処理・マニュアル処理)</li> </ul> </li> <li>・事務の所管課</li> </ul>

## 2. 個人情報取扱事務届出の作成・公表に係る事項 【法75条第5項】

イメージ①

個人情報ファイル簿

宛名	氏名	住所	宛名	収入額	所得額
123	** **	龍ヶ崎市×××	123	300	100
234	** ***	龍ヶ崎市×××	234	400	200
345	*** **	龍ヶ崎市×××	345	500	300

〇〇業務

イメージ②

個人情報ファイル簿

宛名システム

個人情報ファイル簿

個人住民税賦課業務

国民健康保険賦課業務

データベース

テーブル

### 3. 開示等請求における不開示情報の範囲 【法78条第2項】

#### 《改正法》

(保有個人情報の開示義務)

第78条 1(略)

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報」とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの」とする。

#### 《現行条例》

(開示しないことができる個人情報)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより、明らかに開示することができないとされているもの
- (2) 開示請求者以外の第三者に関する情報を含む場合であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの
- (3) 個人の指導、診断、評価、判定、選考等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 捜査、取締り、調査、争訟等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的を損ない、又は当該事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 国等との協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの



### 3. 開示等請求における不開示情報の範囲 【法78条第2項】

《法78条第1項各号の規定》

- ① 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ② 開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、個人識別符号が含まれるもの、特定の個人を識別することはできないが、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、法令または慣行として開示請求者が知ることができるもの、生命・健康・生活または財産を保護するため開示が必要なもの、公務員等の職及び職務遂行の内容は開示する。
- ③ 法人その他の団体、または開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、行政機関等の要請で任意で提供されたものであって、通例で開示しないこととされているもの、その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであって、人の生命・健康・生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報でないこと
- ④ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれまたは交渉上不利益を被るおそれがあることにつき相当の理由があるもの（行政機関の長に限る）

### 3. 開示等請求における不開示情報の範囲 【法78条第2項】

- ⑤犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることについて相当の理由があるもの（**行政機関の長、都道府県の機関に限る。**）
- ⑥各機関の内部または相互間における審議、検討、協議に関する情報であり、開示することで、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- ⑦地方公共団体等の事務事業に関する情報であって、開示することで、
  - \* 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれまたは他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ、
  - \* 犯罪の予防、鎮圧又はその他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、
  - \* 監査、検査、取締り、試験または租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法・不当な行為を容易にし、その発見を困難にするおそれ
  - \* 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - \* 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - \* 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - \* 地方公共団体が経営する企業等の経営上の正当な利益を害するおそれ

## 4. 個人情報開示請求に係る手数料 【法89条第2項・第3項】

### 《改正法》

(手数料)

第89条 1 (略)

- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求する者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

### 《現行条例》

(費用負担)

第23条 個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求及び目的外利用等の停止請求(以下「開示請求等」という。)に要する費用は、無料とする。ただし、個人情報の写しの交付を行う場合の当該写しの作成に要する費用は、開示請求者の負担とする。

### 《現行条例施行規則》

(実費の納付)

第18条 条例第23条第1項ただし書の規定による請求者が負担する写しの交付に要する費用の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日本産業規格A列3番以内の大きさの用紙を用いて写しを作成した場合は、1枚につき10円とする。
- (2) 日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙を用いて写しを作成した場合は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- (3) 1枚の用紙の両面に複写した場合の写しの作成に要する費用の額は、2枚として計算する。

2 前項に規定する費用は、個人情報の写しの交付を受ける際に納付しなければならない。

## 4. 個人情報開示請求に係る手数料 【法89条第2項・第3項】

### 《国における開示請求の手数料等》

#### ～ 個人情報 ～

- 個人情報に係る開示請求手数料 … 300円(オンラインは200円)
- 開示実施手数料 … なし

#### ～ 情報公開 ～

- 情報公開に係る開示請求手数料 … 300円(オンラインは200円)

開示実施手数料	実施の方法	開示実施手数料の額
文書・図画の場合	閲覧	100枚迄ごとにつき100円
	文書, 図画	白黒 10円/枚、カラー 20円/枚 (両面は2枚換算)
	スキャナで読み取りCD-Rで交付	CD-R 1枚につき100円に 当該文書, 図画, 1枚ごとに10円を加えた額
	スキャナで読み取りDVD-Rで交付	DVD-R 1枚につき120円に 当該文書図画, 写真1枚ごとに10円を加えた額
	スキャナで読み取りオンラインで交付	文書・図画1枚につき10円
電磁的記録の場合	閲覧	100枚迄ごとにつき100円
	文書, 図画	白黒 10円/枚、カラー 20円/枚 (両面は2枚換算)
	CD-Rに複写したものを交付	CD-R 1枚につき100円に、1ファイルごとに210円を加えた額
	DVD-Rに複写したものを交付	DVD-R 1枚につき120円に、1ファイルごとに210円を加えた額
	オンラインによる方法	1ファイルにつき210円



## 4. 個人情報開示請求に係る手数料 【法89条第2項・第3項】

### 《写しの交付に係る手数料等 改正案》

個人情報開示請求		
手数料	—	無料
写しの 交付経費	文書、図画、写真（A 3以内） 電磁的記録を紙に出力したもの	白黒 10円/枚 、 カラー 20円/枚 （両面印刷は2枚として、 A 3以上はA 3の枚数に換算する）
	スキャナ等により読み取り、光ディスク に複写したもの	CD-R 100円/枚 または DVD-R 120円/枚に 当該文書、図画、1枚ごとに10円を加えた額
	電磁的記録を光ディスクに複写したもの	CD-R 100円/枚 または DVD-R 120円/枚に 1ファイルごとに210円を加えた額
	上記のほか、当該電磁的記録を作成した 写し又は複写したものの交付	当該作成に要する費用相当額
	郵送料	必要相当額（郵便切手等による）

## 5. 審査請求について審理する附属機関の設置 【法105条第3項】

### 《改正法》

(審査会への諮問)

第105条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 (略)

3 前2項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第1項中「情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。

## 5. 審査請求について審理する附属機関の設置 【法105条第3項】

### 《現行条例》

(審査請求があった場合の手続)

第24条 実施機関は、審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であるときを除き、遅滞なく龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する審査会の答申があったときは、当該答申があった日の翌日から起算して14日以内に、審査請求に対する裁決について理由を付し、審査請求人に通知しなければならない。この場合において、通知書には、当該審査会の答申書の写しを添付するものとする。

- 改正法第105条第3項の読み替え規定により、地方公共団体の機関は、開示決定等に係る審査請求について、行政不服審査法第81条第1項または第2項の機関に対して諮問する旨を規定しています。
- また、行政不服審査法第81条第1項または第2項の機関の組織及び運営に関して必要な事項は条例で定めると規定しています。
- 改正法においても、現行条例と同様、審査請求の妥当性について審議するため、常設の附属機関を設置する必要があります。

## 6. 審議会等の設置【法129条】

### 《改正法》

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第129条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報<sup>の</sup>適正な取扱いを確保するため**専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき**は、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

- **改正法では、以下の例示などの場合、審議会に諮問することができるとされています。**
  1. 個人情報保護制度の運用ルール等の整備について、専門的知見に基づく意見を踏まえた審議が必要な場合
  2. 施行条例などの策定に際し、有識者や地域の代表者などの意見を聴取し、審議することが必要な場合
- **想定される審議会機能**
  1. 定型的な案件の取り扱いについて、個人情報の適正かつ効果的な活用が図れるよう、「運用ルールの細則」を事前に設定する際、専門的知見に基づく意見を聴取する
  2. 地域の特殊性に応じた必要性から、独自の施策を実施する場合、専門的知見に基づく意見を聴取することが特に必要な場合
  3. 施行条例の改正に際し、専門的知見に基づく意見を聴取することが特に必要な場合



## 6. 審議会等の設置【法129条】

### 現行条例における龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の役割

- 審査会からの意見聴取(承認)
  - ①要配慮個人情報の取扱い(第6条第2項)
  - ②本人以外からの個人情報の収集(第8条第2項第8号)
  - ③目的外利用の制限(第9条第2項第7号)
- 審査会での報告
  - ④個人情報取扱事務の開始等の届出(第7条第4項)
  - ⑤本人以外からの個人情報の収集(第8条第3項)
  - ⑥目的外利用(第9条第3項)・特定個人情報の目的外利用(第9条の2)
  - ⑦特定個人情報の外部提供(第9条の4第2項)
  - ⑧外部提供(第10条第4項)・・・オンライン結合を含む
- 審査会が意見陳述できる事項
  - ⑨条例により付与された権限に属する事項(第25条)
  - ⑩個人情報保護制度の運営に関する重要事項(第25条)
  - ⑪審査請求に応じた諮問事項(第25条)
- 審査会への諮問事項
  - ⑫開示決定等に対する不服申し立て(審査請求)(第24条)

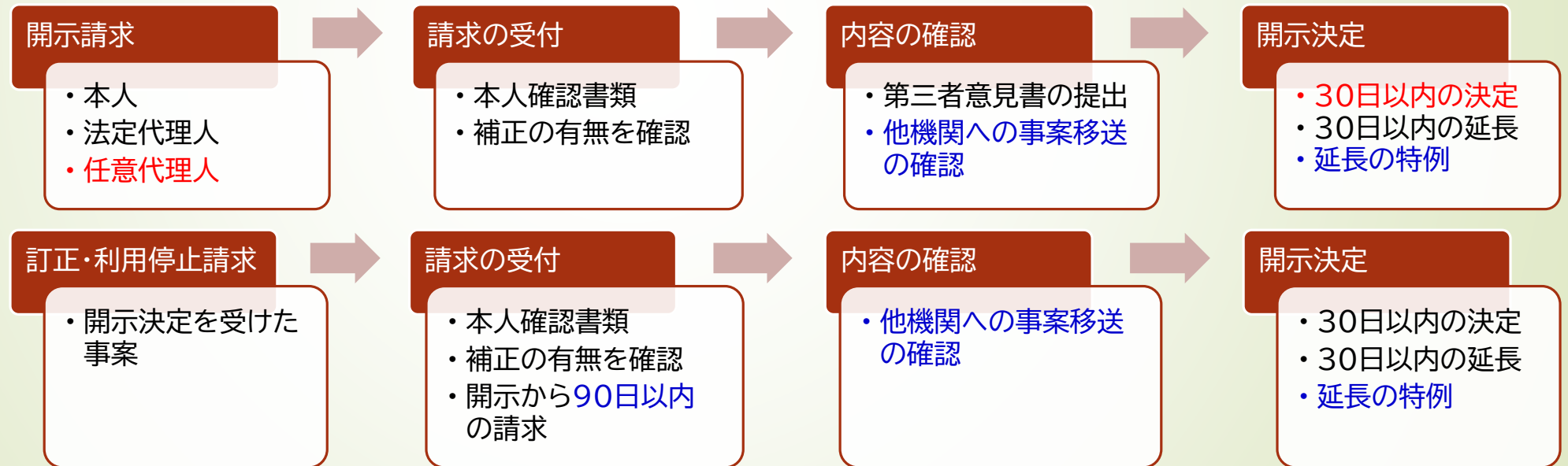
## 7. 開示、訂正及び利用停止の手続【法108条】

### 《改正法》

(条例との関係)

第108条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

### 改正法に定める手続きの流れ



※赤字は現行条例の規定と異なる事項  
 ※青字は現行条例には規定がない事項

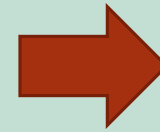
## 7. 開示、訂正及び利用停止の手続【法108条】

### 開示決定等の代理人

本人に代わって請求できるのは. . .

《現行条例》 第12条第2項

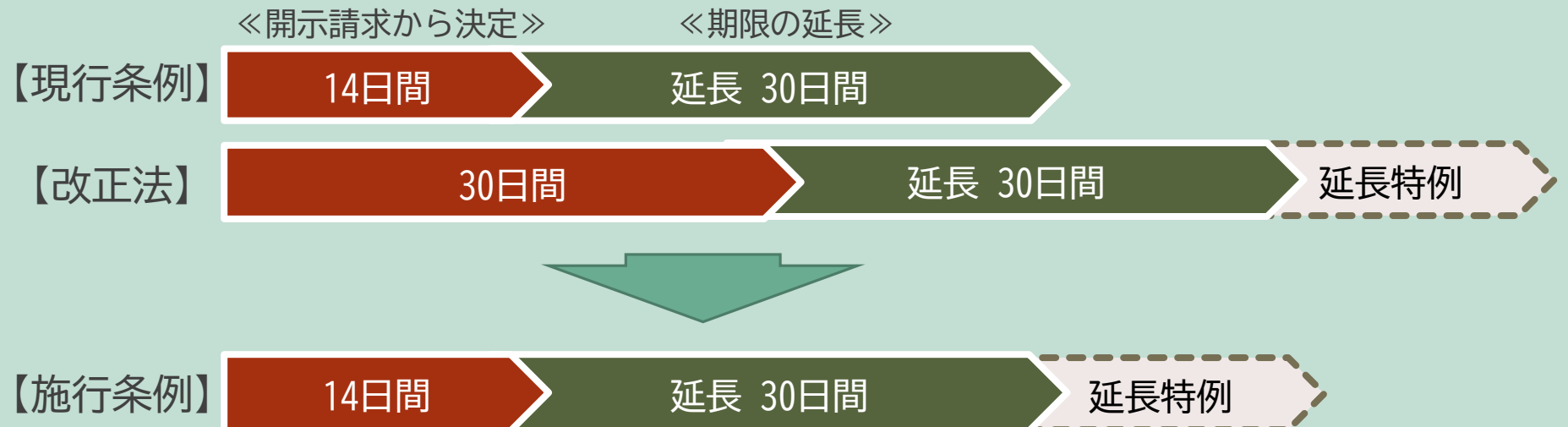
- ・法定代理人
- ・市長が特に認めるもの
- ・任意代理人（特定個人情報のみ）



《改正法》 第76条第2項

- ・法定代理人
- ・任意代理人 ~~（特定個人情報のみ）~~

### 開示請求から決定 及び 期限延長の期間

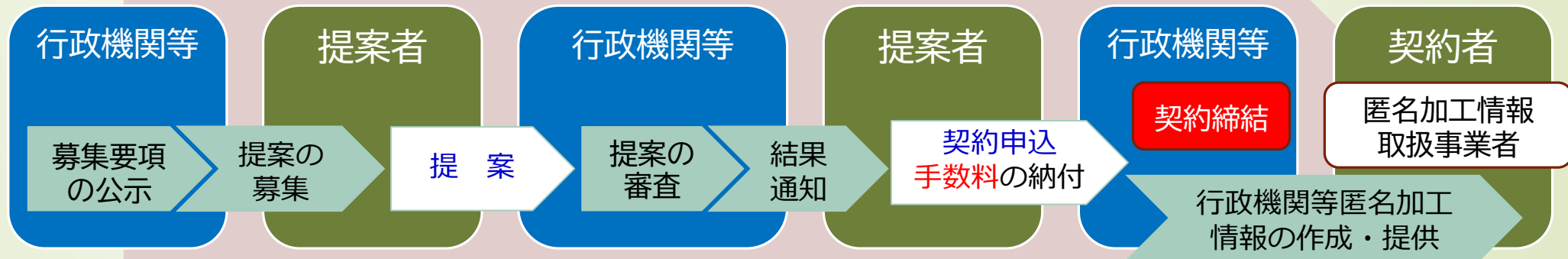


## 8. 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約手数料

【法119条第3項・第4項】

▶ 行政機関等匿名加工情報とは. . .

行政機関等が保有する個人情報をもとに特定の個人を識別することができないように加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報





## 8. 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約手数料

【法119条第3項・第4項】

### 《改正法》

(手数料)

第119条 1・2(略)

3 第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

4 前条第2項において準用する第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

### ▶ 施行令第29条に規定される手数料の額

(1) 新たに加工を要する場合21,000円+作成時間1時間までごとに3,950円

(+加工を委託する場合は受託者に支払う額)

(2) 既成の匿名加工情報を提供する場合当初に加工したときの手数料と同額

(3) 既に締結した者の変更利用の場合12,600円

## 龍ヶ崎市個人情報保護条例 — 改正個人情報保護法 規定の比較

現行条例	改正 個人情報保護法	改正法 の規定	施行条例 取扱い
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定め、個人情報の開示等を請求する市民の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、公正で民主的な市政の発展に資することを目的とする。</p>	第1条 (目的)	有り	規定する (第1条)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	第2条 (定義)		規定する (第2条第2項)
<p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p>	第2条第11項 (行政機関等)	有り ※議会は 適用除外	規定する (第2条)
<p>(2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p>	第2条第1項 (個人情報)	有り	規定しない
<p>(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	第2条第3項 (要配慮個人情報)	有り	規定しない
<p>(4) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p>	第2条第1項 (個人情報)	有り	規定しない

(5) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。	第2条第1項 (個人情報) 第132条第4項 (個人情報保護委員会所掌事項)	有り	規定しない
(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。			規定しない
(7) 市民 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが実施機関に個人情報を管理されている者をいう。	第2条第4項 (本人の定義)	有り	規定しない
(8) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。	第16条第2項 (事業者の定義)	有り	規定しない
(実施機関の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。	第5条 (地方公共団体の責務) 第12条第1項 (地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)	有り	規定しない
2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。	第67条 (従事者の義務)	有り	規定しない
3 実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情については、迅速かつ適切に対応しなければならない。	第128条 (行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)	有り	規定しない
(市民の責務) 第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。			規定しない
(事業者の責務) 第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の遂行に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、実施機関の行う個人情報の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。	第23条 (安全管理措置)	有り ※市の施策に力をつけるための規定はない	規定しない
(基本的制限) 第6条 実施機関は、個人情報の取扱いに当たっては、その所管する事務の目的達成に必要なかつ最小限の範囲内で行わなければならない。 2 実施機関は、要配慮個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令又は条例若しくはこれに基づく規則(以下「法令等」という。)に定めがあるとき、又は龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の性質上特に必要があると認めるときは、この限りでない。	第61条 (個人情報の保有の制限等)	有り	規定しない
		※個人情報は、情報関係の個人情報保護法による制限を超過するものではない	

<p>(個人情報取扱事務の届出等)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 個人情報の記録の名称  (2) 個人情報を取り扱う事務の目的  (3) 個人情報の対象者  (4) 個人情報の記録の内容  (5) 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨  (6) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 実施機関は、個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、事務を開始し、又は変更した日以後において前2項の届出をすることができる。</p> <p>4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を遅滞なく龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に報告するとともに、一般の閲覧に供さなければならない。</p>		<p>※参考</p> <p>法第75条において、個人情報ファイルの作成及び公表は、同条第5項では、独自帳簿を作成している</p>	<p>規定しない</p>
<p>(収集の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集目的を明らかにし、当該個人(以下「本人」という。)から直接収集しなければならない。</p>	<p>第61条第1項・第2項  (個人情報の保有の制限等)  第64条  (適正な取得)</p>	<p>有り</p>	<p>規定しない</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人情報を本人以外のものから収集することができる。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき。  (2) 法令等に定めがあるとき。  (3) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。  (4) 人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。  (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができないとき。  (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を処理する場合であって、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは当該事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。  (7) 国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)</p>			

<p>(以下「国等」という。)から収集することが事務の執行上やむを得ない場合であって、当該本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(8) 前各号に定めるもののほか、実施機関が龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて特に必要があると認めるとき。</p>			
<p>3 実施機関は、前項第4号から第8号までの規定に基づく収集を行ったときは、当該収集に係る事項を遅滞なく龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。</p>			
<p>4 法令等の規定により、本人又はその代理人が申請行為その他これに類する行為を行った場合は、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。</p>			
<p>(利用の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、第7条第1項第2号に規定する目的の範囲を超えて個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部又は実施機関相互において利用(以下「目的外利用」という。)してはならない。</p>	<p>第69条第1項 (利用及び提供の制限)</p>	<p>有り</p>	<p>規定しない</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用をすることができる。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき。</p> <p>(2) 法令等に定めがあるとき。</p> <p>(3) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。</p> <p>(4) 人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 実施機関の内部又は実施機関相互においてその所掌事務の遂行に必要な限度で利用する場合であって、当該個人情報を利用することに相当の理由があると認められるとき。</p> <p>(6) 国等に提供する場合であって、これらの機関の所掌する事務の遂行に必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、実施機関が龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて特に必要があると認めるとき。</p>	<p>第69条第2項 (利用及び提供の制限)</p>	<p>有り</p>	<p>規定しない</p>
<p>3 実施機関は、前項の規定に基づく目的外利用を行ったときは、当該目的外利用に係る事項を遅滞なく龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。</p>			
<p>(特定個人情報利用の制限)</p> <p>第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用してはならない。</p>			



2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。			
3 実施機関は、前項の規定に基づく目的外利用を行ったときは、当該目的外利用に係る事項を遅滞なく龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。			
(情報提供等記録の利用の制限) 第9条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。			規定しない
(特定個人情報の提供の制限) 第9条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。			規定しない
2 実施機関は、前項の規定に基づく提供を行ったときは、当該提供に係る事項を遅滞なく龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。			
(外部提供の制限) 第10条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、第9条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	第69条 (利用及び提供の制限) 【再掲】	有り	規定しない
2 実施機関は、前項ただし書の規定に該当する場合に、公益上の必要性が高く、かつ、相手方が個人情報の保護に関し必要な措置を講じており、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める場合に限り、通信回線による電子計算機の結合による外部提供を行うことができる。			
3 実施機関は、前2項の規定に基づき外部提供を行う場合は、相手方に対し、提供に係る個人情報の利用の目的若しくは方法その他の必要な制限を付し、又はその適正な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。			
4 実施機関は、前3項の規定による外部提供を行ったときは、当該外部提供に係る事項を遅滞なく龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に報告しなければならない。			
(適正な管理) 第11条 実施機関は、個人情報の適正な管理を行うため、個人情報保護管理者を定め、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。	第65条 (正確性の確保)	有り	規定しない

(1) 個人情報等を常に正確かつ最新のものに保つこと。			
(2) 個人情報の漏えい、滅失、損傷、改ざんその他の事故を未然に防止すること。	第66条第1項 (安全管理措置)	有り	規定しない
(3) 保有する必要のなくなった個人情報(歴史的資料として保存するものを除く。)を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。	第61条第2項 (個人情報の保有の制限等) 【再掲】	有り	規定しない
(開示を請求する権利) 第12条 市民は、実施機関が管理する自己の個人情報の閲覧及び写しの交付(以下「開示」という。)を請求することができる。	第76条第1項 (開示請求権)	有り	規定しない
2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)その他本人の権利利益を保護するため市長が特に必要があるとして規則で定める者は、本人の権利利益を保護する目的であることその他必要な事項を明らかにし、本人に代わって開示の請求をすることができる。	第76条第2項 (開示請求権)	有り ※本人の委任による代理人(任意が拡充する)	規定しない
(開示請求の方法) 第13条 前条の規定に基づき、開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。	第77条第1項 (開示請求の手続)	有り	規定しない
(1) 氏名及び住所 (2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項			規定する (第4条)
2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が前条の規定による開示を請求することができる者であることを証明するために必要な書類で、実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。	第77条第2項 (開示請求の手続)	有り	規定しない
(開示請求に対する決定等) 第14条 実施機関は、前条第1項に規定する開示請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定をしなければならない。	第83条第1項 (開示決定等の期限)	有り ※決定期間を現行の条例に合わせる	規定する (第4条)
2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求をした者(第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この条において同じ。)(以下「開示請求者」という。)に対して、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。	第82条第2項 (開示請求に対する措置)	有り	規定しない

3	第1項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により同項に規定する期間内に決定をすることができないときは、当該決定をしなければならない日の翌日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の期間及び理由を書面により開示請求者に通知しなければならない。	第83条第2項 (開示決定等の期限)	有り	規定する (第5条第2項)
4	実施機関は、第1項の規定により、開示請求に係る個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、第2項の規定による通知書にその理由を記載しなければならない。この場合において、 <b>期間の経過により当該開示請求に係る個人情報の全部又は一部について開示することができるようになることが明らかであるときは、当該通知書にその旨を併せて記載するものとする。</b>	第82条第1項・第2項 (開示請求に対する措置)	有り	規定しない
5	開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(第3項の規定により、この期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に、同項の規定による決定をしないときは、当該開示請求に係る個人情報を開示しない旨の決定があつたものとみなすことができる。			規定しない
6	実施機関は、第1項の規定による決定を行う場合において、当該決定に係る個人情報に開示請求者以外のものに関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該開示請求者以外のものの意見を聴くことができる。	第86条第2項 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	有り	規定しない
(開示の実施等) 第15条	実施機関は、前条第1項の規定により個人情報を開示する旨の決定をしたときは、速やかに開示請求者に当該個人情報を開示しなければならない。	第82条第1項 (開示請求に対する措置)	有り	規定しない
2	前項の規定に基づく個人情報の開示は、前条第2項の規定による通知書により指定する日時及び場所において行うものとする。この場合において、第13条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者に準用する。			規定する (第7条)
3	実施機関は、個人情報を開示する場合において、当該個人情報を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認められるとき、又は第17条第1項の規定に基づく個人情報の開示をするときその他相当の理由があるときは、当該個人情報に代えてその写しにより開示をすることができる。	第87条 (開示の実施)	有り	規定しない
(開示しないことができる個人情報) 第16条	実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報を開示しないことができる。	第78条第1項 (保有個人情報の開示義務)	有り	規定しない
(1)	法令等の定めるところにより、明らかに開示することができないとされているもの			規定しない
(2)	開示請求者以外の第三者に関する情報を含む場合であつて、開示することにより、当	第78条第2項 (保有個人情報の開示義務)		規定しない



該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの			
(3) 個人の指導、診断、評価、判定、選考等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの			規定しない
(4) 捜査、取締り、調査、争訟等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的を損ない、又は当該事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの	第78条第7項ハ (保有個人情報の開示義務)	有り	規定しない
(5) 国等との協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの	第78条第6項 (保有個人情報の開示義務)	有り	規定しない
(部分開示等) 第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該個人情報の開示をしなければならない。	第79条第1項 (部分開示)	有り	規定しない
2 実施機関は、前条各号のいずれかに該当する個人情報であっても、期間の経過により開示しない理由がなくなったときは、速やかに当該個人情報を開示しなければならない。			規定しない
(訂正を請求する権利) 第18条 市民は、開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対して当該個人情報の訂正を請求することができる。	第90条第1項 (訂正請求権)	有り	規定しない
2 第12条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。	第90条第2項 (訂正請求権)	有り	規定しない
(訂正請求の方法) 第19条 前条の規定により訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。 (1) 氏名及び住所 (2) 訂正請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項 (3) 訂正を求める内容 (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項	第91条第1項 (訂正請求の手続)	有り	規定しない
2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。	第91条第1項3号 (訂正請求の手続)	有り	規定しない
3 第13条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。	第91条第2項 (訂正請求の手続)	有り	規定しない

<p>(訂正請求に対する決定等)</p> <p>第20条 実施機関は、前条第1項に規定する訂正請求書を受理したときは、速やかに必要な調査を行い、当該訂正請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に、訂正請求に係る個人情報に訂正する旨又は訂正しない旨の決定をしなければならない。</p>	<p>第94条第1条 (訂正決定等の期限)</p>	<p>有り ※法では補 正に要した 日数の不 算入が規定</p>	<p>規定しない</p>
<p>2 実施機関は、前項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、当該訂正請求に係る個人情報を訂正した上、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対して、速やかに書面によりその旨を通知しなければならない。</p>	<p>第93条第1項 (訂正請求に対する措置)</p>	<p>有り</p>	<p>規定しない</p>
<p>3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対して、速やかに書面によりその旨を通知しなければならない。</p>	<p>第93条第2項 (訂正請求に対する措置)</p>	<p>有り</p>	<p>規定しない</p>
<p>4 第14条第3項、第5項及び第6項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。</p>	<p>第94条第2項 (訂正決定等の期限)</p>	<p>有り</p>	<p>規定しない ※条例14条第5項及び第6項の規定は除外</p>
<p>(削除を請求する権利)</p> <p>第21条 市民は、自己の個人情報について、第6条の規定による基本的制限に違反し、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで当該個人情報の収集をされたと認めるときは、実施機関に対して当該個人情報の削除を請求することができる。</p>	<p>第98条第1項(利用停止請求権)</p>	<p>有り</p>	<p>規定しない</p>
<p>2 第12条第2項、第19条及び前条の規定は、削除請求及びこれに対する決定について準用する。</p>	<p>第98条第2項 (利用停止請求権)</p>	<p>有り</p>	<p>規定しない</p>
<p>(目的外利用等の停止を請求する権利)</p> <p>第22条 市民は、自己の個人情報(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)について、第9条第1項若しくは第2項又は第10条第1項の規定によらないで目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をされたと認めるときは、実施機関に対して当該個人情報の目的外利用等の停止を請求することができる。</p>	<p>第98条第1項 (利用停止請求権) 【再掲】</p>	<p>有り</p>	<p>規定しない</p>
<p>2 第12条第2項、第19条及び第20条の規定は、目的外利用等の停止請求及びこれに対する決定について準用する。</p>	<p>第98条第2項 (利用停止請求権) 【再掲】</p>	<p>有り</p>	<p>規定しない</p>
<p>(特定個人情報の目的外利用等の停止等を請求する権利)</p> <p>第22条の2 市民は、自己の特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の目的外利用等の停止等に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているとき</p>			<p>規定しない</p>

は、この限りでない。			
(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は削除 (2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止			
2 第12条第2項、第19条及び第20条の規定は、特定個人情報の目的外利用等の停止等の請求及びこれに対する決定について準用する。 (費用負担)			
第23条 個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求及び目的外利用等の停止請求(以下「開示請求等」という。)に要する費用は、無料とする。ただし、個人情報の写しの交付を行う場合の当該写しの作成に要する費用は、開示請求者の負担とする。	第89条第2項 (手数料)	条例で定める事項	規定する (第3条) (第3条第2項)
2 特定個人情報の開示請求において、実施機関は、経済的困難その他の特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該開示請求に係る費用を減額し、又は免除することができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第33条第1項ないし第3項		規定する (第3条第3項)
(審理手続に関する規定の適用除外) 第23条の2 第14条第1項若しくは第5項、第20条第1項、第20条第4項において準用する第14条第5項又は第21条第2項、第22条第2項若しくは第22条の2第2項において準用する第20条の規定による決定に係る審査請求(以下「審査請求」という。)については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。	第106条 (地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)	有り	規定しない
(審査請求があった場合の手続) 第24条 実施機関は、審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であるときを除き、遅滞なく龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。		行政不服審査法の規定による。	規定しない
2 実施機関は、前項に規定する審査会の答申があったときは、当該答申があった日の翌日から起算して14日以内に、審査請求に対する裁決について理由を付し、審査請求人に通知しなければならない。この場合において、通知書には、当該審査会の答申書の写しを添付するものとする。			

<p>(情報公開・個人情報保護審査会)</p> <p>第25条 この条例により付与された権限に属する事項及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項並びに審査請求について実施機関の諮問に応じて審議し,又はそのあり方について実施機関に意見を述べるため,龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p>	<p>第105条第1項 (審査会への諮問)</p>	<p>有り</p>	<p>規定する (第8条)</p>
<p>2 前項の審査会の組織及び運営に関し必要な事項は,市長が規則で定める。</p>			<p>規定する (第8条第2項)</p>
<p>(事務を委託する場合の措置)</p> <p>第26条 実施機関は,個人情報取扱事務を外部に委託しようとするときは,その相手方に対し,当該個人情報の適正な管理について必要な措置を講じさせなければならない。</p>	<p>第66条第1項 (安全管理措置)</p>	<p>有り</p>	<p>規定しない</p>
<p>2 前項の規定により委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は,当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ,又は不当な目的に使用してはならない。</p>	<p>第67条第1項 (従事者の義務)</p>	<p>有り</p>	<p>規定しない</p>
<p>(指定管理者の指定に伴う措置)</p> <p>第26条の2 実施機関は,地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせようとするときは,その指定管理者に対し,当該公の施設に係る個人情報の適正な管理について必要な措置を講じさせなければならない。</p>	<p>第66条第1項・第2項2号 (安全管理措置)</p>	<p>有り</p>	<p>規定しない</p>
<p>2 前項に規定する指定管理者の事務に従事している者又は従事していた者は,当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ,又は不当な目的に使用してはならない。</p>	<p>第67条第1項 (従事者の義務) 【再掲】</p>	<p>有り</p>	<p>規定しない</p>
<p>(出資法人の講ずべき措置)</p> <p>第27条 市が出資する法人で市長が定めるものは,個人情報の取扱いに関し,実施機関に準じた保護措置を講ずるものとする。</p>	<p>個人情報取扱事業者の規定を適用</p>	<p>有り</p>	<p>規定しない</p>
<p>(国及び他の地方公共団体との協力)</p> <p>第28条 市長は,個人に関する情報の保護を図るために必要があると認めるときは,国及び他の地方公共団体に対して,協力を要請するものとする。</p>	<p>第15条 (第4節 国及び地方公共団体の協力)</p>	<p>有り</p>	<p>規定しない</p>
<p>(他の制度との調整)</p> <p>第29条 この条例は,他の法令等の規定により自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)の開示,訂正,削除又は目的外利用等の停止に関する手続が定められている個人情報については,適用しない。</p>	<p>第88条 (他の法令による開示の実施との調整)</p>	<p>有り</p>	<p>規定しない</p>
<p>2 この条例は,図書館,資料館その他これらに類する施設において,市民の利用に供することを目的として管理されている個人情報については,適用しない。</p>	<p>第60条第1項(定義) 行政機関情報公開法第2条第2項</p>	<p>有り</p>	<p>規定しない</p>

<p>(個人情報検索資料の作成)</p> <p>第30条 実施機関は、個人情報を検索するために必要な資料を作成し、所定の場所に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>第60条第2項（定義） ※個人情報ファイル簿の規定</p>	<p>有り</p>	<p>規定しない</p>
<p>(運用状況の公表)</p> <p>第31条 実施機関は、毎年1回、この条例の運用状況について一般に公表しなければならない。</p>			<p><b>規定する (第9条)</b></p>
<p>(委任)</p> <p>第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。</p>			<p><b>規定する (第10条)</b></p>

## (仮称) 龍ヶ崎市個人情報保護法施行条例 (案)

龍ヶ崎市個人情報保護条例 (平成 11 年龍ヶ崎市条例第 33 条) の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令 (平成 15 年政令第 507 号) で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第 3 条 法第 89 条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第 87 条第 1 項の規定による保有個人情報の写しの交付を受ける者は、規則に定める当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を個人情報の保護に関する法律施行令第 28 条第 4 項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者について経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、写しの作成に要する費用を減額し、または免除することができる。

(開示請求の手続き)

第 4 条 開示請求書には、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、規則に定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第 5 条 開示決定等は、開示請求があった日から 14 日以内にしなければならない。ただし、法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(保有個人情報の開示等の本人確認)

第7条 保有個人情報の閲覧又は写しを直接交付する方法により開示を受けようとする者は、法第77条第2項の開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

(審査会への諮問)

第8条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会規則(平成15年龍ヶ崎市規則第28号)に規定する龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会(以下、「審査会」という。)に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 法第128条の苦情に対する処理をしようとする場合

(4) 前3号に掲げるほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

2 前項の審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(実施状況の公表)

第9条 実施機関は、毎年1回、この条例の運用状況について一般に公表しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。



(旧条例の廃止)

- 2 龍ヶ崎市個人情報保護条例（平成11年龍ヶ崎市条例第33条。以下「旧条例」という。）は廃止する。

(経過措置)

- 3 前条の規定の施行の日前に旧条例第12条，第18条，第21条又は第22条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示，訂正，利用停止，削除及び目的外利用等の停止については，なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際，現に龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の委員である者は，この条例に基づく審査会の委員として引き続き存在するものとし，その任期は，改正前の条例に基づく委嘱の日から令和6年6月30日までとする。
- 5 この条例の施行の際，現に改正前の条例の規定に基づき審査会になされている諮問は，この条例の規定に基づきなされた諮問とみなす。

(龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部改正)

- 6 龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成29年龍ヶ崎市条例第1号）の一部を次のとおり改正する。第16条第1項中「龍ヶ崎市個人情報保護条例（平成11年龍ヶ崎市条例第33号）」を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に改める。